

議案第 82 号

勝山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

勝山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給対象に会計年度任用職員を含める改正を行うため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

勝山市職員の育児休業等に関する条例(平成4年勝山市条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(会計年度任用職員 _____ を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 _____ のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引</p>

き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) (略)

(3) 勝山市職員の定年等に関する条例(**昭和59年勝山市条例第15号**)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) (略)

(3) 勝山市職員の定年等に関する条例_____第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。